

長岡市消防本部Net119緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡市消防本部Net119緊急通報システム（以下「Net119システム」という。）の運用について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、Net119システムとは、聴覚機能若しくは音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能に障害を有する者又はこれらに準ずる者（以下「聴覚・言語機能障害者等」という。）が、自らが保有する通信端末を利用して消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 Net119システムを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 聴覚・言語機能障害者等で、長岡市消防本部管轄に在住し、又は通勤若しくは通学するもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要と認める者

(登録の申請)

第4条 Net119システムを利用しようとする者は、事前登録のため長岡市消防本部Net119緊急通報システム登録申請書兼承諾書（別記第1号様式）を消防長に提出するものとする。

(登録の決定)

第5条 消防長は、前項の申請があった場合において、適当であると認めるときは、その者をNet119システムに登録するものとする。

(登録の変更)

第6条 前条の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、長岡市消防本部Net119緊急通報システム登録変更・廃止届出書（別記第2号様式）により消防長に届け出るものとする。

- (1) 申請の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用する通信端末を変更したとき。
- (3) Net119システムの利用を停止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときには、当該登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定により利用停止の届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により利用者登録を受けたとき。
- (3) 転出、死亡その他の事由により、第3条の規定に該当しなくなったとき。

(登録情報の通知)

第8条 消防長は、Net119システムの登録をし、又は登録を変更若しくは廃止したときは、その旨を当該登録者の別記第1号様式の申請書に記載されたメールアドレスに通知するものとする。

(登録者情報の管理)

第9条 登録者情報の管理は、Net119システムデータベース内で行うものとする。

- 2 消防長は、登録者が第7条各号のいずれかに該当し、当該登録者の登録を取り消すときは、速やかにNet119システムデータベースから削除するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 消防本部は、Net119システムで収集した個人が特定される情報又は特定され得る情報を長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）に定めるところにより、適正に管理し、登録された個人情報についてはNet119システムの業務の範囲でのみ使用するものとする。

(書類の保存)

第11条 別記第1号様式に係る書類の保存期間は、登録の取消しまでの間とする。

- 2 別記第2号様式に係る書類の保存期間は、1年とする。

(費用の負担)

第12条 Net119システムの利用料は、徴収しない。ただし、Net119システムの利用に係る通信費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定により登録をしようとする者は、施行日前であっても登録の申請を行うことができる。

長岡市消防本部Net119緊急通報システム利用規約

(はじめに)

長岡市消防本部（以下「消防本部」という。）が提供する長岡市消防本部Net119緊急通報システム（以下「Net119」という。）を利用される方は、本規約の全てをお読みいただき、ご同意いただいた場合に限り、利用者登録をした上でNet119をご利用いただくことができます。

(適用範囲)

本規約は、Net119及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(サービス概要)

Net119は、聴覚機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能障がい又はこれらに準ずる障がい（以下「聴覚・言語機能障がい等」という。）により音声での119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォン（以下「スマートフォン等」という。）からインターネットを使って119番通報できるシステムです。

(利用条件)

- 1 利用対象者は、聴覚・言語機能障がい等により音声による119番通報が困難な方で、長岡市消防本部管轄に在住し、又は通勤若しくは通学されている方です。音声による通報が可能な方は音声による119番通報をご利用ください。
- 2 Net119の利用には、事前の利用者登録が必要です。
- 3 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができないスマートフォン等では、Net119が利用できない場合があります。
- 4 利用にあたっては、インターネットに接続が可能及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン等が必要となります。
- 5 GPS機能を搭載する機種の場合は、設定をONにする必要があります。
- 6 通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合もあるので、常にONにしておくことをお勧めします。
- 7 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、Net119からのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、設定を解除いただくか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。（機種により設定方法が違いますので、設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱い説明書や販売店等でご確認をお願いします。）
- 8 利用するスマートフォン等は、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- 9 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- 10 緊急通報以外には使用できません。

(利用者登録における注意)

- 1 複数のスマートフォン等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- 2 利用登録にあたっては、通報を受けた消防機関が迅速に対応するための必要最低限の情報として、次の情報の登録が必要になります。
「住所」、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「メールアドレス」
※使用できる文字：英数字、.（ピリオド）、-（ハイフン）、_（アンダーバー）、@（アットマーク）
※ピリオドの連続（..）やアットマークの直前のピリオド（. @）を含むメールアドレスは使用できません。
- 3 通報者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。いざという時に、通報を受けた消防機関が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。
- 4 通報時に体調不良等の理由により連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、緊急連絡先を登録することができます。いざという時に、通報を受けた消防機関が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。
- 5 通報時に何らかの理由で通報を受けた消防機関から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族など問い合わせにご対応いただける方を登録することをおすすめします。
- 6 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に消防本部から登録された方に意思の確認を行う場合があります。
- 7 登録いただいた利用者情報は、緊急通報時、新潟市消防局に通報が入るため、新潟市消防局へ情報が提供されることとなります。また、緊急時において、消防救急活動に必要と認められる範囲で、他の消防機関、行政機関等に対して情報提供を行います。また当消防本部以外の消防機関が通報を受付けた場合も同様の取扱いとなります。
- 8 Net119の利用意思を確認するために、消防本部から登録者様宛に定期的にメールを送信させていただくことがありますので返信をしてください。長期間にわたり応答がない場合等、登録者様のご利用意思を確認できない場合には、消防本部において利用の停止又は利用者情報を抹消することがあります。
- 9 登録者様別に発行される本登録用URLは個人を認証する情報になりますので、なりすまし通報防止の為、他人に知らせないでください。

(通報時における注意点)

- 1 音声通話により119番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119の「他の人にお願ひする」機能で、音声通話による119番通報を依頼してください。
- 2 通報を行う際には、初めに「通報する」を選択し、続けて「火事」、「救急」の通報種別を選択し、その次に、現在の位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。

- 3 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防機関に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が消防機関に送られます。GPS測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- 4 現在位置の入力が完了すると、通報が消防機関に接続され、チャットを開始します。
- 5 チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- 6 チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、通報を受けた消防機関から登録されたメールアドレス宛に「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。
- 7 「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があった場合には、忘れずに登録情報の変更を行ってください。
- 8 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。
- 9 「練習する」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習する」機能では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが、消防機関に通報されることはありません。
- 10 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

（サービスが利用できない場合）

- 1 Net119を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外等、Net119を利用できない場所があります。
- 2 インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により利用できない場合があります。
- 3 何らかの理由によりNet119による通報ができない場合には、Net119以外の手段によって119番通報を行ってください。
- 4 Net119のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを消防本部より事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしてください。
- 5 消防本部は、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることもなくNet119の全部又は一部を停止、変更、休止、又は廃止できるものとします。

当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。

（個人情報の取扱い）

- 1 消防本部は、Net119で収集した個人が特定される、又は特定され得る情報（以下「個人情報」という。）を、長岡市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、登録された個人情報については、Net119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- 2 消防本部の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報を含めて管轄の消防機関へ転送す

ることがあります。

3 Net119の利用者登録情報及び通報内容（通報画面（チャット画面等）に入力される情報及び通報した位置情報等）は、Net119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、消防本部及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます）によってアクセスされます。

4 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、消防本部までご連絡ください。
(利用者の責任)

利用者は、自己責任においてNet119を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備および通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。消防本部は、Net119について慎重に管理をしますが、利用者がNet119の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が消防本部にある場合を除き何ら責任を負わないものとします。

(禁止事項)

利用者は前項に定めるものの他に、Net119の利用にあたって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- 1 法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- 2 他の利用者、消防本部又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- 3 人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- 4 公序良俗に反する行為
- 5 法令に違反する行為
- 6 自殺を誘引又は勧誘する行為
- 7 虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- 8 消防本部の書面による事前の承諾を得ずに、Net119に関連して営利を追求する行為
- 9 Net119の運営を妨害する行為
- 10 Net119の信用を失墜、毀損させる行為
- 11 Net119を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- 12 Net119を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- 13 その他、消防本部が不適切と判断する行為

(知的財産権等)

- 1 Net119に関するコンテンツの権利（所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は消防本部又は当該権利を有する第三者に帰属しています。
- 2 利用者は、Net119を利用するにあたって、一切の権利を取得することはないものとし、消防本部は、利用者に対し、Net119に関する知的財産権について、Net119を本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用権を許諾するものとします。
- 3 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、Net119に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。

4 本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、消防本部に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に消防本部に損害を与えたときは、消防本部に対しての当該損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

- 1 Net119に係る情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- 2 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net119が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者が生じた損害について、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- 3 Net119を利用者の端末機に登録するにあたって、利用者の端末機がコンピュータウイルス等に感染し、利用者へ損害が生じた場合であっても、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- 4 天災・事変等の非常事態によりNet119が正常に利用できない場合、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。

(規約改定)

消防本部は、本規約を随時改訂することができるものとします。消防本部は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約を掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議)

Net119に関連して利用者、消防本部ないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(準拠法)

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

(お問い合わせ先)

長岡市消防本部 警防課 指令室

電話 0258-36-0119

FAX 0258-36-8320

メールアドレス naga-fst@city.nagaoka.lg.jp